○国土交通省告示第十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

平成三十年一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称　ＴＡＣ株式会社

二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地

東京都千代田区三崎町三丁目二番十八号

三　代表者の氏名　斎藤　博明

四　登録の区分　一級建築士定期講習

五　役員の氏名　代表取締役　斎藤　博明

取締役　多田　敏男

取締役　近藤　敦

取締役　小畑　文彦

取締役　金井　孝二

取締役　福原　克泰

取締役　長島　典男

取締役　猪野　樹

取締役　阿部　茂雄

取締役　池上　玄

監査役　平賀大二郎

監査役　原口　健

監査役　丹羽厚太郎

六　登録年月日　平成二十九年十二月二十一日

七　登録番号　一級建築士定期講習　第十一号

○国土交通省告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1423	時刻歴応答解析方法を用いて検証する（仮称）西区新町タワープロジェクト」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社 取締役常務執行役員　本店長 出倉　和人 近鉄不動産株式会社 代表取締役 烈　善本	大阪市北区梅田三丁目3番5号 大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	平成29年12月21日

○海上保安庁告示第六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月九日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） PC 60　みのお （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） PC 60　みのお PC 83　しまぎり （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） PC 40　あわぎり PC 41　しまぎり （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） PC 40　あわぎり （略）

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成三十年一月九日

二　第二条の規定　平成三十年一月二十五日

○関東地方整備局告示第一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月九日

関東地方整備局長　泊　宏

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横須賀市馬堀海岸三丁目二六番二四から同市馬堀海岸三丁目三四番まで	前	一一・三五～二六・五一メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	一一・三五～三一・一〇メートル	〇・〇四二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所